日常生活用具基準額一覧 R5.2.16現在

	具基準額一覧				R5.2.16現在
分類	種目	主な性能	障がい及び程度	上限額	耐用年数
介護·訓練支援 用具	特殊寝台	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上で家族等の 介護を要する者、難病患者で寝たきり状態にある者	154,000 円	8年
	特殊マット	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がい単独1級以上で常時介護 を必要する者、難病患者で寝たきり状態にある者 下肢又は体幹機能障がい単独1級以上で常時介護	19,600 円	5年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの	を要する者または難病患者で自力排尿できないもの であり、原則として学齢以上の年齢の者	67,000 円	5年
	入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により 入浴させるもの	下肢又は体幹機能障がいで家族等他人の介護を要する者	82,400 円	5年
	体位変換器	介護者が障がい者の体位を変換させるの容易 に使用できるもの	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上で家族等の 要する者または難病患者で寝たきり状態にある者で あり、原則として学齢以上の年齢の者	15,000 円	5年
	移動用リフト	介護者が重度身体障がい者を移動させるに あって、容易に使用できるもの(天井走行型そ の他住宅改修を伴うものを除く)	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上の者または 難病患者で下肢又は体幹機能に障がいがある者で あり、原則として3歳以上の者	159,000 円	4年
	訓練いす (障がい児に限る)	原則として、付属のテーブルをつけるものとす る	下肢又は体幹機能障がい単独1級または2級以上 の者であり、原則として3歳以上の者	33,100 円	5年
	訓練用ベット	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障がい単独1級または2級以上 の者または難病患者で下肢又は体幹機能に障がい のある者であり、原則として学齢児以上の者	159,000 円	8年
	エアーパッド	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がい単独1級の者または下肢 又は体幹2級と上肢2級で総合等級1級であり、常時 介護を要する者	82,400 円	8年
	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等 を補助できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	下肢又は体幹機能障がいまたは難病患者であって 入浴に介助を要する者であり、原則として3歳以上の 者	90,000 円	8年
			下肢又は体幹機能障がいが単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の者	34,650 円	8年
	便器	洋式便器や手摺つき便器	難病患者で常時介護を要する者	4,450円 5,400円 (便器に手すりをつけ た場合)	8年
	T字状・棒状つえ	歩行を補助することができるもの	下肢又は体幹機能障がい、平行機能障がいの者	3,150 円	3年
自立生活支援用具	移動•移乗支援用具	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具(住宅改修を伴うものを除く)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有し、 家庭内の移動等において介助を必要とする者であ り、原則として3歳以上の者 難病患者で下肢が不自由な者	60,000 円	8年
	頭部保護帽A	頭部を保護する機能を持つもの 頭部保護帽A 備考 スポンジ、革を主材料に製作されたもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい、療育手	15,700 円	
	頭部保護帽B	頭部を保護する機能を持つもの 頭部保護帽B 備考 スポンジ、革、プラスチックを主材料に製 作されたもの	帳A又は精神障がい者で、てんかん発作等により頻 繁に転倒する者	37,900 円	3年
	特殊便器	温水温風を出し得るもの(住宅改修を伴うものを除く)	上肢障がいが単独2級以上の者、又は療育手帳A所持者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢以上の者 難病患者で上肢機能に障がいのある者	151,200 円	8年
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	障がい等級2級以上又は療育手帳Aの者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯構成 のものに限る)	15,500 円	8年
	自動消火器	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化できるもの	障がい等級2級以上又は療育手帳Aの者または難病患者で必要性が認められる者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯構成のものに限る)	28,700 円	8年
	電磁調理器	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がいが単独2級以上の者又は療育手帳Aの 者で原則として18歳以上の者	41,000 円	6年
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がいが単独2級以上の者で、原則として学齢 以上の年齢の者	7,000 円	10年
	聴覚障がい者用屋内信 号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるも の	聴覚障がいが単独2級以上で日常生活上必要と認 められる者	87,400 円	10年
	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障がい単独3級以上で、透析療法を行う者 であり原則3歳以上の者	51,500 円	5年
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	呼吸器障がい者が容易に使用できるもの	呼吸器機能障がいが単独4級以上の者、又は全身性の重度肢体不自由者等で医師が必要と認めた者	36,000 円	5年
	電気式たん吸引器酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用できるもの	難病患者で呼吸器機能に障がいのある者 在宅酸素療法を行う呼吸器機能障がい又は心臓機	56,400 円	5年
	視覚障がい者用体温計		能障がいを有する者		5年
	(音声式) 視覚障がい者用体重計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がいが単独2級以上の者であり、原則として 学齢以上の年齢の者	9,000 円	5年
	視覚障がい者用血圧計 (音声式)			15,000 円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	次の①・②のいずれかの要件を満たしており、かつ、 在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装 着している者 ① 呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいを有す る障がい者(児) ② ①と同程度の障がいを有する身体障がい者(児) であって、医師が必要と認めた者 難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者	132,400 円	5年
	非常用電源装置(①~③のうちいずれか1種類のみ支給可能) ① 正弦放インバーター発電機 ② ボータブル電源(蓄電池) ③ DC/ACインバーター(カーインバーター) 米非常用電源の維持に 要する経費(ガソリン、カセットボンベやエンジンオイル等の購入費、最	① 障がい者又は介護者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの② 障がい者又は介護者が容易に使用可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの③ 障がい者又は介護者が容易に使用可能なら自動車用バッテリー等の直流電源(CC)を抵すな逆な変更の(AC)で変換する差異で、定格波交流電源(AC)で変換する差異で、完格	身体障がい者手帳所持者又は難病患者で、人工呼吸器、在宅酸素療法、電気式たん吸引器等、日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用している者であり、医師が必要と認めた者	①120,000 ②60,000 円 ③30,000	5年

	具基準額一覧		74.10. 71.25	I DO AT	R5.2.16現在
分類	種目	主な性能	障がい及び程度 ・主機化芸! / けき活機化除がいまでなって & きょ	上限額	耐用年数
意思疎用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文書に交換する機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの	音声機能若しくは言語機能障がい者であって、発声・ 発語に著しい障がいを有する者であり、原則として学 齢以上の年齢の者	98,800 円	5年
	情報·通信支援用具	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機 器やアプリケーションソフトであって、障がい者 が容易に使用できるもの	視覚障がいが単独2級以上又は上肢機能障がい2級 以上の者で、18歳以上の年齢の者	100,000 円	5年
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができ、音声出力が可能であり、 入力した点字を音声で確認することができるも の。	視覚障がい2級以上又は視覚障がい及び聴覚障がいの重複重度障がい(原則として視覚障がい2級及び聴覚障がい2級以上)であり、原則として学齢期以上の必要と認められる者	383,500 円	6年
	点字器(携帯用含む)	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者	10,400 円	7年 5年
	点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がいが単独2級以上の者(就労若しくは就学しているか、就労が見込まれる者)	63,100 円	5年
	視覚障がい者用ポータブ ルレコーダー	デジタル録音図書の再生等が可能な製品で あって、視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がいが単独2級以上の者で、原則以上の年 齢の者	85,000 円	6年
	視覚障がい者用活字文 書読上げ装置	SPコードに記録されている情報を読み取り、音声を聞くことができるもので視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がいが単独2級以上の者で、原則以上の年 齢の者	99,800 円	6年
	視覚障がい者用拡大読 書器	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出るもの 文字を読み込むことにより音声出力が可能であり、文字を音声で確認することができるもの	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読む ことが可能になる者であり、原則として学齢以上の年 齢の者	198,000 円	8年
		アイパッド(拡大読書器の機能が搭載されたもの		50,000 円	
	視覚障がい者用時計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がいが単独2級以上の者	13,300 円	10年
	聴覚障がい者用通信装 置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	聴覚障がい者又は発音・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢以上の者	71,000 円	5年
	聴覚障がい者用情報受 信装置	字幕や手話通訳の映像をテレビ画面に出力する機能を有し、災害時の緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴 が可能な者	88,900 円	6年
	人工喉頭	利用することにより発声が可能となるもの	音声・言語機能障がい者であって、人口喉頭により 音声が発声できるもの	70,100 円	5年
	人工鼻	呼気を加温・加湿する機能を有するもの(シャント発声を可能とするものも含む) ※人工鼻カセット接続器具及び接続機器と皮膚の接着剤・剥離剤を含む	音声・言語機能障がい者であって咽頭摘出している 者	25,300 日	月額
	点字図書	点字により作成された図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字図書と 墨字図書の合計額	
	音声キッチンスケール	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者であって、本装置によりグラム等を量ることが可能になる者であり、原則として学齢以上の 年齢の者	29,400 円	5年
排泄管理支援用具	紙おむつ等(紙おむつ、 洗腸用具及びサラシ、 ガーゼ等衛生用品)	ストマ代替品	ストーマ造設者で皮膚のびらん等によりストマ装着 ができない者 高度の排尿、排便機能障がい者	12,000 円	月額
	蓄尿袋	身体に装着して排泄物をためる用具	ぼうこう機能障がい者	11,300 円	月額
	蓄便袋		直腸機能障がい者	8,600 円	月額
	収尿器	常時失禁状態にある者の収尿のための用具	ぼうこう機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がい	8,500 円	1年
改修	居宅生活動作補助用具	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に 小規模な住宅改修を伴うもの (新築は対象外、ただし、被災して新築する時 についてはこの限りではない。)	下肢、体幹機能障がい者または難病患者で下肢、体 幹機能に障がいのある者で室内の移動が困難であ るため、移動等を円滑にするための住宅改修が必要 な者 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能 障がいが単独3級以上の者	200,000 円	原則1回